

22 契 第3128号
平成23年 3月23日

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅 家 一 郎
(公印省略)

(工事の) 入札制度の一部改正について (通知)

時下 ますますご清栄のことと存じます。

本市の公共事業の推進にあたりましては、日頃よりご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、東日本の広い地域において深刻な被害をもたらし、現在もなお余震が続いております。

地震による国内の生産、流通面等における機能の低下は、皆様方の事業活動におかれましても、燃料及び資材の調達など様々な面において影響が生じており、一刻も早い事態の収束が待たれるところです。

さて、本市におきましては、入札における問題や課題に対処するため、本年4月からの入札契約に向け、入札制度の一部改正を行ったところであります。

本来であれば説明会を開催し、改正内容をお知らせするところではありますが、現在の社会情勢を考慮し、今回は、市ホームページによりお知らせすることといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、市ホームページに掲載した内容と同じ内容の冊子をご用意しておりますので、必要な方は、契約検査課までお越し願います。

また、ご不明な点については、契約検査課までお問い合わせ願います。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1217

ファックス 0242-39-1413

(工事の) 入札制度の一部改正について

1 入札におけるダンピング防止制度の取り扱い変更等について

本市の入札契約において、引き続き不当な低価格落札の防止及び地元業者の育成等を図るため、次のとおり現在適用するダンピング防止制度の取り扱い等を改めます。

① 最低制限価格制度の導入

予定価格 130 万円を超える入札について、総合評価方式を適用する場合を除き、低入札価格調査制度の適用を取り止め、最低制限価格制度を導入します。

〔導入する最低制限価格制度の概要〕

ア 最低制限価格の算定方法

非公表

※最低制限価格は国の低入札価格調査の調査基準価格の算定方法を基本として算定します。

イ 最低制限価格の公表時期

契約締結後の公表

② 低入札価格調査制度の一部改正

総合評価方式を適用する工事の入札について、引き続き低入札価格調査制度を適用します。

ただし、調査基準価格未満に設定する失格基準価格については、算定方法を改めます。

※総合評価方式の対象工事

制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格 1 億 5 千万円以上で、かつ技術的な工夫の余地の大きい工事

〔適用時期〕

①及び②については、平成 23 年 4 月 1 日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

<参考～国の調査基準価格の算定方法の概要>

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格率} &= (\text{直接工事費の95\%} + \text{共通仮設費の90\%} \\ &\quad + \text{現場管理費の70\%} + \text{一般管理費の30\%}) \\ &\quad \times 1.05 \div \text{予定価格} \end{aligned}$$

$$\text{※ } 0.700 \leq \text{調査基準価格率} \leq 0.900$$

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{調査基準価格率}$$

2 (制限付一般競争入札における入札参加資格要件の) 資格総合点数の特別点数の取り扱い変更について

経営事項審査の審査基準が改正され、本年4月から、ISO9001及びISO14001の取得状況については当該審査の評価項目として追加されることから、本市の(制限付一般競争入札における入札参加資格要件の)資格総合点数の特別点数のうち「ISO認証取得点」を廃止します。

〔改正前〕

特別点数は、次に定める項目の数値の合計値とし、地元業者にのみ配点する。

① 工事成績点

- ・工事成績点は、前年度、市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰を受けた者に対して、1年に限り、すべての工種に配点する。
- ・工事成績点は、表彰1回につき10点とする。

② ISO認証取得点

- ・ISO認証取得点は、ISO9000シリーズ及びISO14001を対象とし、取得した者に対して、すべての工種に配点する。
- ・ISO9000シリーズ及びISO14001認証取得点は、それぞれ10点とする。

〔改正後〕

特別点数は、次に定める工事成績点とし、地元業者にのみ配点する。

<工事成績点>

- ・工事成績点は、前年度、市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰を受けた者に対して、1年に限り、すべての工種に配点する。
- ・工事成績点は、表彰1回につき10点とする。

〔適用時期〕

平成23年4月1日以後の新たな入札公告及び入札通知書による入札から適用します。

《参考》

資格総合点数 = 共通点数 + 特別点数

※共通点数

共通点数は、経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値。

3 会津若松市工事請負契約約款の一部改正について（案）

国の審議機関である中央建設業審議会の勧告等に基づき、会津若松市工事請負契約約款の内容を次のとおり一部改正します。

なお、当該改正に伴い、会津若松市建設工事請負契約規程に基づく様式の一部について変更が生じています。

〔会津若松市工事請負契約約款の改正事項〕

① 契約における相手方及び当方の表記の変更

「甲・乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記します。

② 工期延長に伴う増加費用に係る発注者負担の明確化

工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化するため、新たに次の規定を設けます。

発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

③ 受注者の役員等が暴力団員である場合等の契約解除

受注者の役員等が暴力団員である場合等、発注者が契約を解除できる場合として、新たに次の規定を設けます。

〔契約を解除できる場合（追加規定）〕

- ア **役員等**（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する**暴力団員**（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は**暴力団員が経営に実質的に関与している**と認められるとき。
- ウ **役員等**が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。**
- エ **役員等**が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している**と認められるとき。
- オ **役員等**が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ **下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。**
- キ **受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。**

④ 住宅新築請負契約の場合の瑕疵の明記

住宅新築請負契約の場合の瑕疵について、補修又は損害賠償の請求できる期間を次のとおり明記します。

契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の**瑕疵**（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について**修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。**

〔適用時期〕

①から④については、平成23年4月1日以後の新たな入札公告及び指名競争入札による入札から適用します。

※改正後の会津若松市工事請負契約約款及び会津若松市建設工事請負契約規程については、本年4月1日以降に市ホームページに掲載する予定です。

4 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく対応について

平成21年10月に、建設業者及び宅地建物取引業者が負う新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が全面施行されました。

今後、当該法律の対象となる工事を発注する場合において、次のとおり取り扱います。

【今後の取り扱い】

今後、当該法律の適用を受ける公営住宅等の新築工事を発注する場合においては、入札公告及び入札通知書等に以下の事項を付記します。

(※文章等の表現は若干変わる場合があります。)

この工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、瑕疵担保責任履行のための資力確保等が義務付けられた工事である。

落札者は、契約締結時に、当該建築物における特定住宅瑕疵担保責任の履行のための方法（「住宅建設瑕疵担保保証金の供託」又は「住宅瑕疵担保責任保険加入」）を申し出るとともに、次の対応を行うこと。

① 住宅建設瑕疵担保保証金を供託する場合

落札者は、契約締結時に供託所の所在地及び名称（共同請負の場合はそれぞれの建設瑕疵負担割合）を記載した書面を発注者に交付し、説明すること。

② 住宅瑕疵担保責任保険に加入する場合

契約書に次の事項を付記すること。

「(住宅建設瑕疵担保責任保険)

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額

(3) 保険期間

」

【適用時期】

平成23年4月1日以後の新たな入札公告及び入札通知書による入札から適用します。

5 指名停止の名称変更等について

本市の公共工事等の入札については、現在、指名競争入札のほか制限付一般競争入札を行っていることから、「会津若松市工事指名競争入札参加者指名停止基準」における「指名停止」の表現を「入札参加停止」に改めます。

また、取り扱いを明確化するため、現在、工事と物品等に分かれている指名停止基準を「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に統合します。

〔適用時期〕

改正後の基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

6 入札用設計図書の取り扱い変更について

本年 4 月から、本市が入札用設計図書の販売を依頼するコピー業者 2 社のうち、A0、A1、A2 判の図面の青焼きコピーの販売業者が 1 社となります。

このため、入札参加希望者が今後も引き続き入札用設計図書を円滑かつ安価な価格で入手できるよう、4 月からコピー業者に、A0、A1、A2 判の図面のコピー（白黒又は 1 者は青焼き）に加え、あわせて A3 縮小判の図面のコピー（白黒）の販売も依頼することとしました。

なお、A3 縮小判の図面のコピーを購入した場合で、文字等が小さく、見えにくい等の場合には、契約検査課閲覧コーナーの A0、A1 又は A2 判の図面（縮小前の大きな図面）により確認をお願いします。

水道部の発注案件については、4 月から市ホームページに入札用の図面（PDF）を掲載します。

7 契約保証金の端数処理の取り扱い変更について

本市の契約保証金については、請負代金の100分の10以上としています。
契約保証金の算定における端数処理の取り扱いについて、本年4月1日以後に締結する契約から次のとおり改めます。

〔改正前〕

契約保証金の算定において1円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り上げる。

【計算例】

$$\begin{array}{l} \text{請負代金額} \quad 3,159,999 \text{ 円} \\ \text{契約保証金} \quad 3,159,999 \text{ 円} \quad \times \quad 10/100 = \quad 315,999.\underline{9} \text{ 円} \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \Rightarrow \text{端数切り上げ} \quad 316,000 \text{ 円} \end{array}$$

〔改正後〕

契約保証金の算定において1円未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てる。

【計算例】

$$\begin{array}{l} \text{請負代金額} \quad 3,159,999 \text{ 円} \\ \text{契約保証金} \quad 3,159,999 \text{ 円} \quad \times \quad 10/100 = \quad 315,999.\underline{9} \text{ 円} \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \Rightarrow \text{端数切り捨て} \quad 315,999 \text{ 円} \end{array}$$

8 工事实績情報サービス（CORINS（コリンズ））への登録を義務付ける工事の請負金額の変更について

昨年7月に福島県の共通仕様書が改正され、工事实績情報サービス（CORINS（コリンズ））への登録を義務付ける工事の請負金額が「2,500万円以上」から「500万円以上」に改められました。

このため、本市においても、本年4月以後の発注工事より、受注者に対するコリンズへの登録の義務付けを請負金額が「2,500万円以上」から「500万円以上」に改めます。

工事实績情報サービス（CORINS）登録について

1 CORINS（コリンズ）とは

平成5年12月21日、中央建設業審議会において、公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられた。

この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工事实績情報のデータベース整備の必要性が述べられ、建設省（現国土交通省）の要請を受けて、公共法人のJACIC（（財）日本建設情報センター）がコリンズを開発し、平成6年3月から供用を開始したものである。

コリンズ（CORINS）とは、「Construction Records Information System（工事实績情報システム）」の略称。

現在では、発注機関の多くが公平な評価により適切な建設会社を選定し、公共工事の入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を一層向上させるためコリンズを活用すると共に、工事契約の際、受注した建設会社に対して、工事实績データをコリンズへ登録することを仕様書等の契約図書に記載して義務付けている。

2 コリンズ利用申込方法（工事業業者の新規利用にあたって）

(1) インターネット上での申込

JACIC（（財）日本建設情報総合センター）ホームページ内の「コリンズ・テクリス」ページより利用申込にあたっての必要事項を入力・送信。入力・送信後、「利用申込書」を印刷。

(2) 利用申込書と添付書類の送付

(1)で印刷をした「利用申込書」に添付書類（建設業許可証の写し等）を添付し、JACICへ送付。

(3) 企業審査

JACICが書類を受け取り後、企業審査を実施。

(4) 利用申込み手続き完了

(3)の企業審査完了後、JACICより「利用申込み手続き完了のお知らせ」がメールで届き、手続き完了。

3 工事实績データの登録方法

(1) 工事实績データの作成

受注者は、工事の受注後、コリンズホームページ上で工事实績データ（受注データ）を作成し、その後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、発注機関に提出する。

(2) 登録内容の事前確認

発注機関は、提出された「登録のための確認のお願い」に記載されている工事实績データの内容確認を行う。工事实績データの内容確認後、確認年月日、確認者の所属、氏名、電話番号メールアドレスを記載の上、原本は企業に返却し、写しを保管する。

(3) 工事实績データの登録

受注者は、発注機関の登録内容確認者情報を入力し、実績データの登録を行う。登録完了後、「登録内容確認書」を2部印刷し、1部を発注機関に提出する。

(4) 登録の履行確認

発注機関は、企業から提出された「登録内容確認書」と事前確認内容（「登録のための確認のお願い」）を照らし合わせて相違ないことを確認する。